

補助事業番号 ⑩1-034

補助事業名 平成19年度 更生保護施設の新築整備 補助事業

補助事業者名 更生保護法人 慈濟会

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

当法人が経営する更生保護施設「慈濟会」は、大正元年10月1日に東上野の寺院を収容所として収容保護を開始し、昭和3年11月10日、大正天皇御大喪の一部用材を下賜せられ、東京府北豊島郡日暮里町に保護施設を新築した。その後、隣接軍需工場の拡大により移転を余儀なくされ、昭和15年4月23日に現在地に移転し事業を再開した。

当施設は、移築後66年を経過する木造の施設であるが、経年による劣化が激しく、また、現在地の地盤が弱いこともあって、床の落下や外壁・内壁の亀裂などが認められるなど、既に補修では対応できないほど構造自体が傷んでおり、このまま放置すれば収容保護事業の継続すら出来ない状況に陥るおそれがある。加えて、当施設は都市部に位置し、保護を希望する刑事施設収容者が集中する傾向にあることから、現在地に鉄骨ALC造3階建て延べ736.14m²、収容定員20名として保護施設を全面改築し、より多くの者を受け入れ、効果的な自立更生を図り、専門的な処遇を実施できる環境を整えるとともに、地域住民が活用する地域交流室としても使用できる集会室を設け、地域と共生できる開かれた更生保護施設にしようとするもので、もって公益の増進に寄与する。

(2) 実施内容

ア. 建物 構造 鉄骨ALC造3階建て1棟 736.14m² (補助対象面積 716.18m²)

イ. 付帯設備 冷暖房設備 設置面積 412.71m²

ウ. 初度調査 ベッド・机など

2. 予想される事業実施効果

東京にあり、駅からさほど遠くなく、利便性の高い場所に建築整備できたので、収容人員を多く確保し、一人でも多くの自立更生者を輩出できる。また、地域交流室を設けたので、地域の方々の更生保護に対する理解が進むことが予想される。

3. 本事業により作成した印刷物

施設概要のパンフレット作成

4. 事業内容についての問い合わせ

団体名：更生保護法人 慈済会

住所：116-0001

東京都荒川区町屋 7-11-7

代表者名：理事長 塚田 貢康（ツカダ カンコウ）

担当部署：更生保護施設 慈済会

担当者名：施設長 吉井 功（ヨシイ イサオ）

電話番号：03-3892-4750

FAX：03-3892-4757

E-mail：なし

URL：なし